

やさしく解説！

県民経済計算のきほん

県内の経済が分かる！
県民の暮らしが見える！



印刷をするときは2ページを1ページに
集約すると見やすいよ！

令和7年3月 改訂

滋賀県総合企画部統計課

目 次

県民経済計算とは？	1
付加価値と三面等価	3
県内総生産(生産側)について . .	5
県民所得について	7
県内総生産(支出側)について . .	9
Q & A (よくある質問)	11

県民経済計算とは？

県民経済計算とは、“県民の経済活動の成果を計算したもの”であり、国のGDP※を計算している国民経済計算の県版にあたります。

1年度のうちに県内で、または県民の活動により起こった経済の循環を「取引」と考えて、その成果を生産、分配、支出にわたって記録したもの、つまり、県民の1年度間の経済活動の収支決算書のようなものです。

お給料をもらう、買い物に行く、銀行で取引をする等、私たち県民が普段行っている行動にも県民経済計算に含まれる経済活動が多くあります。

県民経済計算を活用することで、日本経済における滋賀県経済の位置を明らかにする総合的な経済指標として、県の行財政、経済政策等に役立てることを目的としています。

(※GDP (Gross Domestic Product)：国内総生産。一定期間に国内で新たに生み出された付加価値のこと。)

県民経済計算から分かること

県民経済計算を読むと、県の経済規模や、産業構造、所得水準、家計の消費、企業の設備投資等が分かるため、経済実績や諸施策の評価、分析等に幅広く利用されています。なかでも、経済規模がどれくらい変化したかを表した**経済成長率**が注目されています。詳しくはp.5で説明しますが、近年の国と滋賀県の物価変動を除いた実質経済成長率は右図のように推移しています。

また、全都道府県が同じ基準で作成しているので、地域間比較・分析にも利用することができます。

データを見るとき注意

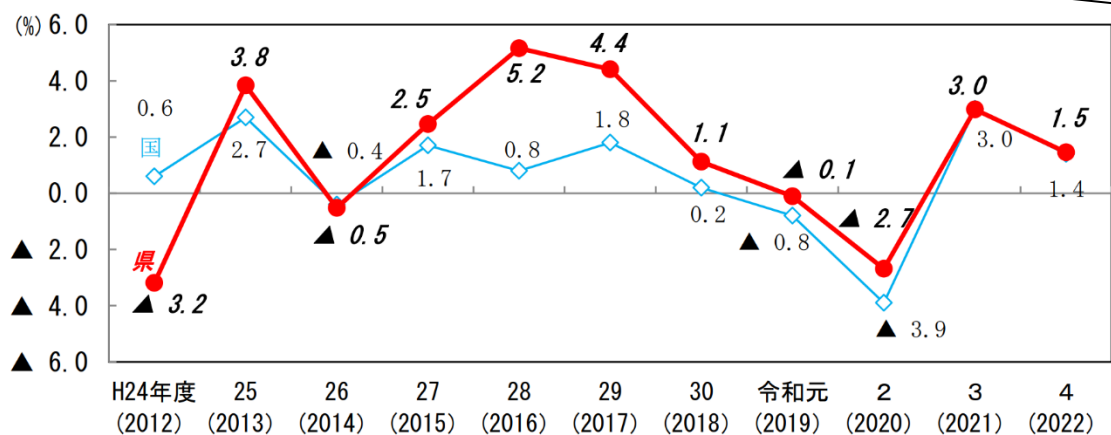
県民経済計算は、約2年度経ってから結果を公表しています。その理由は、県民経済計算の作成資料となる一次統計(国勢調査、工業統計調査、家計調査等の統計調査)等のデータ収集や加工に一定の時間を要するためです。また、一次統計の改定や推計方法の変更等を受けて毎年度過去のデータも遡って再計算しているため、過去の数値も変わることがありますので、過年度のデータを見る際には最新の公表結果を御利用ください。

☆県民経済計算は1年度間の経済活動の収支決算書☆



1. 統合勘定
1-1 県内総生産勘定(生産側と支出側)

項 目	平成23年度 2011	24年度 2012	25年度 2013	26年度 2014	27年度 2015	28年度 2016
1. 雇用者報酬(県内活動による)	2,642,947	2,622,581	2,652,210	2,640,171	2,767,541	2,840,864
2. 営業余剰・混合所得	1,289,914	1,219,572	1,362,432	1,344,761	1,365,902	1,554,871
3. 固定資本減耗	1,635,343	1,548,915	1,608,846	1,603,987	1,673,644	1,711,652
4. 生産・輸入品に課される税(中央政府、地方政府)	417,407	402,380	418,788	497,203	541,686	545,941
5. (控除)補助金(中央政府、地方政府)	34,147	30,653	35,676	32,252	30,702	30,652
県内総生産(生産側)	5,951,464	5,762,795	6,006,600	6,053,870	6,318,072	6,622,677
6. 民間最終消費支出	3,077,107	3,091,826	3,192,356	3,174,347	3,173,820	3,157,789
7. 地方政府等最終消費支出	758,453	763,399	765,464	795,969	823,412	822,892
8. 総固定資本形成	1,645,962	1,708,231	1,618,463	1,610,270	1,597,845	1,706,006
9. 在庫変動	20,433	-29,536	35,178	-1,211	67,810	-20,058
10. 財貨・サービスの移出入(純)	294,089	-31,149	73,400	115,430	346,572	501,984
11. 統計上の不適合	155,420	260,025	321,740	359,064	308,613	454,064
県内総生産(支出側)	5,951,464	5,762,795	6,006,600	6,053,870	6,318,072	6,622,677



実質経済成長率の推移

※数値は令和4年度滋賀県民経済計算公表値
※経済成長率についての詳細は p.5 参照

付加価値と三面等価

県民経済計算では、経済の大きさを「**付加価値**」で表します。この付加価値について、生産、分配、支出（以下、「各系列」と呼びます。）の三面から推計を行うことで、県内経済活動の循環を見ることができます。

各系列の詳細は、p.5以降に説明しますが、まず、付加価値が何を意味するのか？
また、各系列の関係について簡単に説明します。

付加価値とは

付加価値とは、モノやサービスを生産することにより生み出された新しい価値のことです。県民経済計算では、1年度間にどれだけの付加価値を生み出したかを推計しています。

付加価値額は、右図のとおり、産出額から、原材料費や燃料費等の中間投入を除いた額で表します。この額は、県民経済計算においては「**県内総生産**」と呼ばれます。

三面等価の概念について

付加価値は、次のように形を変えて県経済を循環していきます。

① 生産

各産業部門（農林水産業、製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業等）において生産活動によって付加価値が生み出される。

② 分配

付加価値は、生産活動を行った県内居住者（労働者以外にも県内事業所等も含む。）に対し、賃金や地代、利益等の所得として分配される。

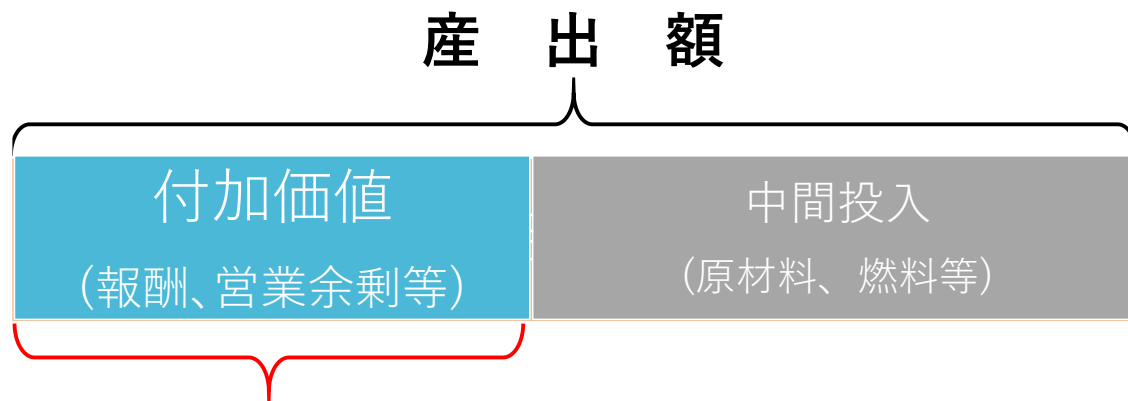
③ 支出

分配された所得の一部については、家計等で消費されたり、企業等で新たな生産のための設備投資等に充てられたりする。

そして、また新たな生産活動へ繋がっていきます。

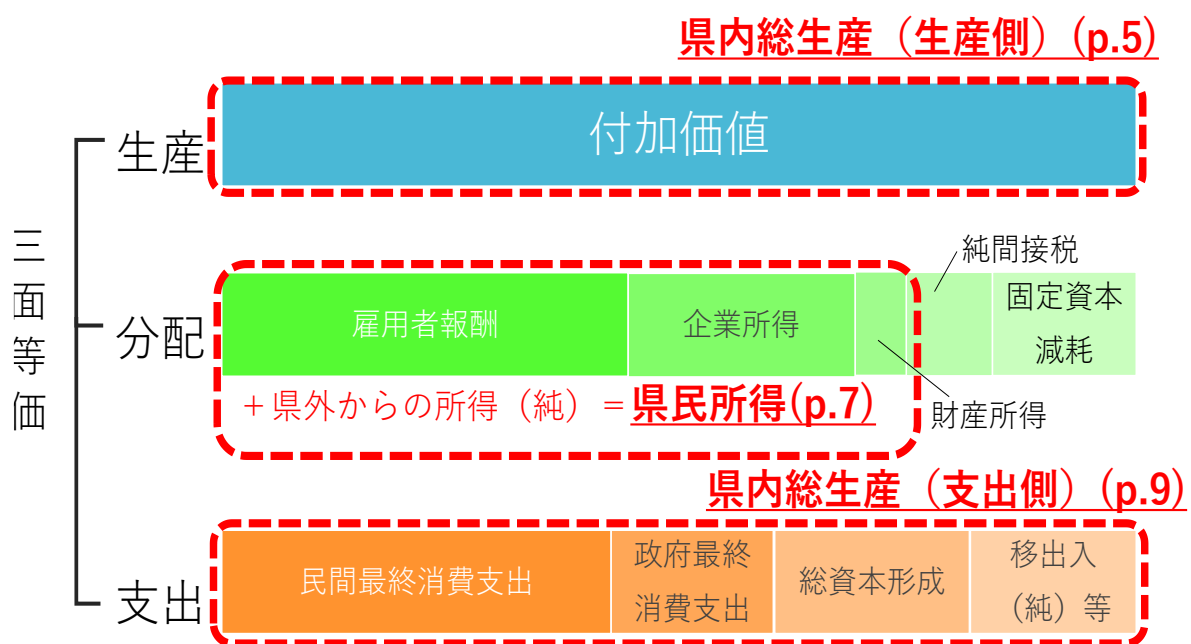
各系列は、経済活動の異なる側面を表していますが、同じ付加価値を集計しています。右図はあくまでもイメージですが、各系列の推計値は理論上一致し、これを「**三面等価の原則**」といいます。

付加価値とは・・・



県民経済計算でいう **県内総生産**

三面等価の概念



☆県民所得は、県内総生産（生産側、支出側）と値が一致しませんが、概念を合わせると全て同じ値となります。（詳細は p.7 参照）

県内総生産(生産側)について

県民経済計算の中で注目されているのが1年度間に県内でどれだけ付加価値が生み出されたかを示す**県内総生産**です。県内総生産は、産出額から中間投入額を差し引いて求められ、県の経済規模や産業構造が分かります。

県内総生産の対前年度増加率が、経済成長率です。**名目**経済成長率は市場価格（時価）で計算しており、生活者の実感に近く、**実質**経済成長率は物価変動の影響を取り除いた価格で計算しているため、時系列で比較するのに適しています。

経済活動別分類（事業所の分類）

県内総生産には形あるモノの生産だけでなく、形のないサービスの生産も含まれています。経済活動別分類とは、事業所を財貨・サービスの生産方法や使用方法ごとに分類したものです。

事業所は「産業」、「政府サービス生産者」および「対家計民間非営利サービス生産者」の3つに分類されます。

① 産業

利潤を求める営利企業のことであり、公営企業も含みます。活動内容に合わせて、製造業や卸売・小売業、運輸・通信業等の産業に分類されています。滋賀県は製造業が県内総生産の約4割を占めており、全国でも高い水準であることが特徴です。

② 政府サービス生産者

国、地方公共団体および社会保障基金等の一般政府のことです。一般政府の活動には一般行政、警察、消防、社会福祉のような市場経済では提供されにくい性質のものが含まれます。

これらの活動は利潤の獲得を目的としておらず、無料または経済的に意味のない（市場で取引されない）価格でサービスを提供しているので、売上等のデータでは推計が難しいことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計しています。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利団体のことで、具体的には、私立学校や宗教団体、労働組合等其他の方法では効率的に提供し得ないサービスを提供する団体が含まれます。

政府サービス生産者と同じく、売上等のデータでは推計が難しいことから、活動に要した費用を積み上げて産出額を推計しています。

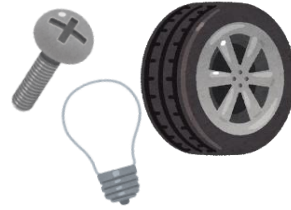
県内総生産とは・・



=



-



県内総生産 = 産出額 - 中間投入



分かること

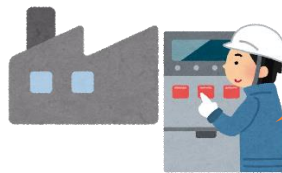
- ・県の経済規模はどれくらいなのか
- ・県の経済が1年度間でどれくらい成長したか
- ・県内にはどのような産業の事業所が多いのか等

経済活動別分類

産業



卸売・小売業

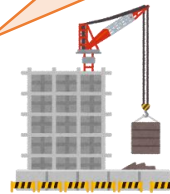


製造業



運輸・郵便業

滋賀県の県内総生産
の約4割を占める



建設業

・・・等

対家計民間非営利 サービス生産者



宗教法人



私立学校

・・・等

政府サービス生産者



政府活動

・・・等

県民所得について

分配系列においては、主に生産活動への参加の対価として受け取った**県民所得**を把握することができます。

なかでも、県民所得を都道府県の総人口で割った「1人当たり県民所得」は、県の経済力を表す指標の一つとして、着目されています。

なお、県民所得は、給料等の個人の所得のみではなく、企業の利潤等も含んでおり、一般的な「所得」とは少しイメージが異なることに留意する必要があります。

県民所得の内訳

県民所得の内訳は、次のとおりです。

① 雇用者報酬

雇用されている人や、企業の役員等が受け取る給料等です。通勤手当のうち、定期券等現物で支給されるものについても金額に換算して計上しています。

また、社会保障費（厚生年金保険料等）のうち、雇用されている人が負担する分だけではなく、雇主が負担している分についても計上しています。

② 財産所得

家計や、政府（公的機関等）、対家計非営利団体（労働組合、宗教団体、私立学校等。p.5 参照。）が受払いする利子や配当金等を計上しています。企業が受払いする利子や配当金等は、企業所得に含まれます。

③ 企業所得

企業の営業余剰に、利子や配当金等の受払いを含めた額を計上しています。また、家計のうち、個人企業※の所得も含んでいます。

（※個人企業：法人組織でない自営業者のこと。）

なお、県内総生産（生産側および支出側）は、「県内」における経済活動について捉えていること（＝**属地主義**）に対して、県民所得については、「県民」（個人以外に、企業や公的機関も含む。）の経済活動について、県内外関わりなく把握（＝**属人主義**）しています。

県民所得の内訳

【雇用者報酬】

・給料等

※雇主負担の
社会保険料等を含む



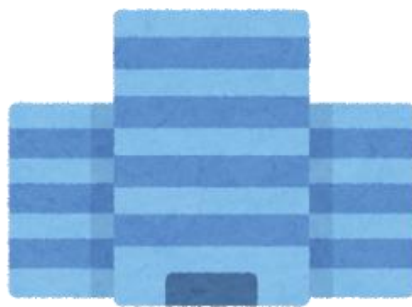
【財産所得】

・利子や配当金の受払い

※企業分は企業所得に
含まれる



【企業所得】



※個人企業分も含む

雇用者報酬

企業所得

財産所得

※滋賀県の場合、県民所得のうち、約7割を「雇用者報酬」が占める。

県内総生産（支出側）について

県民経済計算では、生産または移入（県外から購入）される財貨・サービスは、消費されるか、投資に使われるか、移出(県外へ販売)されることとなります。

この考え方から、県民経済計算（支出側）は以下のような内訳に分かれます。

県内総生産(支出側)の内訳

① 最終消費支出

基本的に財貨・サービスに対する支出のことです。最終消費支出は地方公共団体および社会保障基金等といった地方政府等の支出である**地方政府等政府最終消費支出**と、「家計」および「民間非営利団体」の支出である**民間最終消費支出**に分かれます。

民間最終消費支出には、自己所有住宅の帰属家賃^{*1}等、県民経済計算上の特殊な概念に基づく支出も計上されており、推計値の解釈には注意が必要です。

また、生産の主体となる「非金融法人企業^{*2}」や「金融機関」が消費する財貨・サービスは、中間消費として扱われるため、最終消費支出が計上されない点に注意が必要です。

（※1 帰属家賃：p.12「よくある質問」のQ6を参照。）

（※2 非金融法人企業：法人格を持つ一般事業法人、公社等。）

② 総資本形成

総資本形成は投資に当たり、「総固定資本形成」と「在庫変動」に分かれます。

総固定資本形成は、住宅投資や企業設備投資、一般政府固定資本形成（一般道路や橋、公園等）により構成されます。

在庫変動は、企業等が所有する原材料や製品等の変動を市場価格で評価したものです。

③ 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの移出入とは、域外への移出額（域外への販売額）から域内への移入額（域外からの購入額）を差し引いたものです。

④ 統計上の不突合

統計上の不突合とは、三面等価の原則により、理論上は生産側と支出側で県内総生産は一致するべきものですが、基礎資料や推計方法の違いにより不一致が生じる場合があるため、その差を埋める値です。

非金融
法人企業

金融機関

一般政府
(地方政府等)

家計

対家計民間
非営利団体

(参考) 中間消費

※最終消費支出ではないため、総生産に表章されません。



最終消費支出

財貨・サービスに対する支出



総資本形成

住宅投資



企業の設備投資



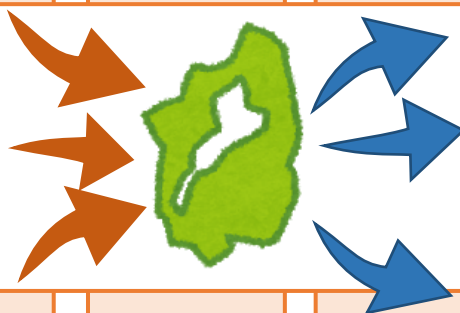
公共設備等



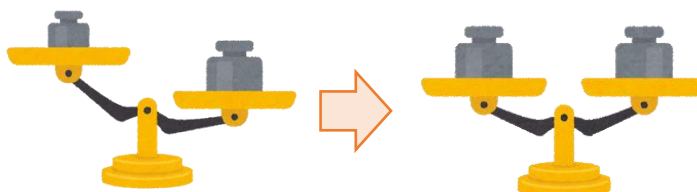
在庫変動



財貨・サービスの 移出入



統計上の不突合



Q&A(よくある質問)

Q1：まずはどの表を見たらいいのか

A:最新年の大まかな概要が知りたい場合は、県ホームページに掲載している「滋賀県民経済計算の推計結果について」を御覧ください。最新の結果のポイントを、グラフを交えて見やすくまとめています。

各系列の詳細な状況が知りたい場合は、主要系列表を御覧ください。生産・分配・支出それぞれについて実数、対前年度増加率、構成比を年度ごとに掲載しています。

<公表資料掲載場所>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/sonota/kenmin/309814.html>

(滋賀県 HP トップページ→県政情報→滋賀の統計情報→県民経済計算・産業連関表→県民経済計算→滋賀県民経済計算)

Q2：名目値と実質値の違いは？

A：県民経済計算では、全て貨幣で計測された数値を使用します。そのうち、市場価格（時価）で計算した値を名目値といい、物価の変動分を除いて計測した値を実質値といいます。名目値は各年度の価格変動の影響が含まれるので、時系列で比較する際には実質値を利用します。実質値の推計過程では、物価変動分を除くために複数の物価指数を用いていますが、物価変動を表す総合的な指数として、デフレーター^{*}を主要系列表に掲載しています。

(※デフレーター：基準年を 100 として物価変動を指数化したもの。

100 を超えると物価が上昇しており、下回ると下落していることがわかる。)

Q3：「市場価格表示」、「要素費用表示」とは

A:市場価格表示とは、付加価値を生産する事業所における価格（生産者価格）や実際の商品価格（購入者価格）で評価する方法です。要素費用表示とは、生産要素（中間投入、労働、資本、経営資源）に関する費用で表される価格であり、市場価格表示から「生産・輸入品にかかる税（控除）補助金^{*}」を除いたものです。

(※生産・輸入品にかかる税（控除）補助金：消費税、自動車税、固定資産税等の「生産・輸入品にかかる税」から、補助金を差し引いた額)

Q 4 : 「1人当たり県民所得」は、県民の平均給与を表しているのか？

A : 1人当たり県民所得は県民所得を都道府県の総人口で割ったものです。県民所得は、p.7のとおり、給与だけでなく企業の所得や利子の受払い等を含んで計算されています。県ホームページでは、1人当たり県民所得の他に、「1人当たり県民可処分所得」(Q5参照)、給与を含む県民雇用者報酬を県内に居住する雇用者1人当たりで割った「1人当たり雇用者報酬」も掲載しています。

Q 5 : 県民可処分所得とは？

A : 県民可処分所得とは、県民所得に年金や補助金等の給付(受取)を加え、税金や社会保障費等の支払を控除した値で、最終的に手元に残る所得を表します。家計や企業等は手元に残った可処分所得を財貨・サービスの消費や投資、貯蓄に使います。

県民経済計算上では、県民所得に「生産・輸入品にかかる税(控除)補助金」とその他の経常移転*を足した額で表されます。

(※その他の経常移転：直接税、損害保険金、社会保障給付、寄付金等)

Q 6 : 持家の帰属家賃とは何か？

A : 持家の帰属家賃とは、県民経済計算上の特殊な概念で、住宅を自己所有している持ち主は個人で不動産業を営んでいるものとみなして帰属計算*をしたものです。

つまり、持ち家に住む人は実際には家賃を支払っていませんが、県民経済計算上では帰属家賃を支払い、不動産業を営む個人(自分)が受け取るというように考えます。

持ち家も借家と同様のサービスが生産、消費されているという考え方に基づいており、生産系列では不動産業の産出額に、支出系列では家計最終消費支出に計上されているため、不動産業の総生産額は現実の産業活動より過大になっています。

(※帰属計算：実際には対価の受払いが行われなかったにもかかわらず、あたかも行われたかのようにみなして取引を計算すること)

Q 7 : 県外の店で買い物をしたときは、県内総生産(支出側)にどのように計上されるのか？

A : 支出系列は県内で起こった支出活動について計算しているので、県外で買い物をした場合は買い物をした県の付加価値として計算されます。(財貨・サービスの移出)

逆に考えると、県外の人が滋賀県で買い物をした場合は、滋賀県の付加価値として計算することになります。(財貨・サービスの移入)